



# 資料編

Hirado-City  
Future creation compass



# 平戸市総合計画策定条例

平成 28 年 3 月 25 日条例第 12 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの目標を設定し、目標達成のための基本的施策及び手段の大綱掲げるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市政の基本的事項について、具体的施策の方向を定める計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関して作成する計画をいい、事業計画及び財政計画をもって構成し、予算編成の指針とするものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

**第 3 条** 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、平戸市総合計画審議会条例（平成 18 年平戸市条例第 12 号）第 1 条の規定により設置された平戸市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

**第 4 条** 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

**第5条** 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

**第6条** 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

**第7条** 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 平戸市ずっと住みたいまち創出条例

平成 27 年 3 月 25 日条例第 15 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、本市における急速な少子高齢化及び若年世代の流出等による人口減少の進展に的確に対応し、魅力あふれる産業の振興を促進するとともに、市民が安心して暮らし、次代を担う子どもたちを健やかに育成するため、市民、市民活動団体、事業者及び市が一体となり、将来の平戸市の定住人口の維持と、市民がずっと住みたいまちを創出することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に通勤又は通学をする者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。

(基本理念)

**第 3 条** ずっと住みたいまちの創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が豊かな自然、歴史及び伝統文化の中で郷土愛を育みながら、個性豊かで魅力と潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- (2) 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における市民の負担の程度を考慮して、事業者及び市民の理解と協力を得ながら、現在及び将来における

その提供の確保を図ること。

- (3) 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- (4) 地域の特性を活かした産業の振興や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- (5) 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、市、市民活動団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ずっと住みたいまちの創出に関し、総合的かつ戦略的に施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、市民、市民活動団体及び事業者その他の者が行うずっと住みたいまちの創出に関する取組みのために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 3 市は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、ずっと住みたいまちの創出に関し、市民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(市民の努力)

**第5条** 市民は、ずっと住みたいまちの創出についての関心と理解を深めるとともに、市又は他の行政機関が実施するずっと住みたいまちの創出に関する施策に主体的に参加し、相互に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、それぞれの役割を自覚し、支えあう持続可能なまちづくりに向け、次世代支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体及び事業者の努力)

**第6条** 市民活動団体及び事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、市又は他の行政機関が実施するずっと住みたいまちの創出に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民活動団体及び事業者は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及

び保全に寄与するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、地域の特性を活かした魅力あふれる産業を創出することを通して、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

(重点的事業)

**第7条** 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

- (1) 雇用の促進 本市の特色を活かした新たな産業による雇用の促進
- (2) 産業の振興 地域資源を活用した賑わいのある魅力的な産業の振興
- (3) 子育て支援 子どもを産み、育てやすい環境の更なる充実
- (4) 定住・移住の促進 まちの活気を取り戻すための若者定住・移住促進対策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人口減少を抑制し定住人口を増加する施策となる事項

- 2 前項の施策の実施に当たっては、必要な予算の措置その他ずっと住みたいまちの創出に関する必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(条例等の体系化)

**第8条** 市は、この条例に定める内容に即して進めるずっと住みたいまちの創出で、定住促進、福祉、産業の振興、教育等分野別の条例は別に定める。

(平戸市ずっと住みたいまち創出本部の設置)

**第9条** 市は、少子高齢化及び若年世代の流出等による人口の減少の抑制を図るため、平戸市ずっと住みたいまち創出本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第10条** 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ずっと住みたいまちの創出に係る施策の策定及び実施に関すること。
- (2) その他ずっと住みたいまちの創出に係る重要事項に関すること。

(組織)

**第11条** 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、教育長、各部長（部に相当する組織の長を含む。）及び支所長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

**第12条** 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第13条** 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（担当者会）

**第14条** 本部に、本部の下部組織として必要な事項を協議するため、担当者会を設置する。

- 2 担当者会は、委員の属する課の担当職員で構成する。

（庶務）

**第15条** 本部の庶務は、財務部企画財政課において処理する。

（委任）

**第16条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 平戸市総合計画 審議会委員名簿

(氏名 50 音順、敬称略)

部会名	分野	氏名	所属など（委員委嘱時）
美しい まちづくり 部会	男女共同	池田 直彦	平戸市男女共同参画推進協議会会長
	地域審議会	上田 正子	平戸市地域審議会
	地域協議会	■岡村 幸夫	大島村地域協議会副会長
	公募	岡山 紀一	市民公募
	女性	小田 サチ子	平戸市地域婦人団体連絡協議会副会長
	地域協議会	◆鴨川 周二	生月町地域協議会
	学識経験	山口 純哉	長崎大学経済学部准教授
明るく元気な まちづくり 部会	公募	◆今川 亮生	市民公募
	福祉	■相知 清隆	社会福祉法人平戸市社会福祉協議会事務局長
	医療	柿添 圭嗣	一般社団法人平戸市医師会会長
	公募	◆坂本 鏡心	市民公募
	教育	◆西 サチ子	平戸市生涯学習推進会議
	学識経験	◆村上 則夫	長崎県立大学経営学部教授
	協働	◆森 健司	度島地区まちづくり運営協議会
豊かで伸びゆく まちづくり 部会	地域協議会	久原 鐵男	田平町地域協議会会長
	学識経験	滝 知則	長崎国際大学人間社会学部教授
	水産	橋口 和久	平戸市水産振興協議会
	観光	藤澤 美好	一般社団法人平戸観光協会会長
	商工	松山 芳弘	平戸商工会議所専務理事
	文化	●吉居 辰美	平戸市文化協会会長
	農林	■吉福 弘実	ながさき西海農業協同組合常務理事

◎会長、 ●会長代理、 ■部会長、 ◆基本構想起草委員

# 総合計画策定体制

基本構想

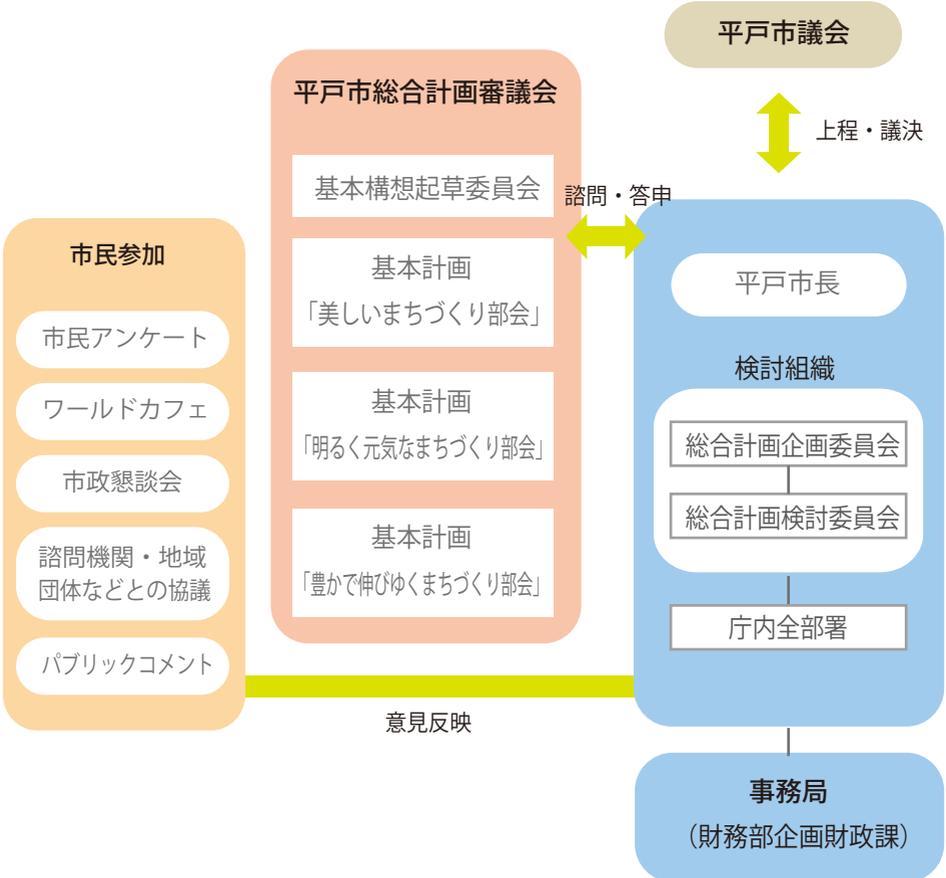
重点プロジェクト

基本計画

共通

- 1
  - 2
  - 3
  - 4
  - 5
  - 6
- 地域

資料編



## 第 2 次平戸市総合計画 策定に係る時系列表

年月日	項 目	備 考
H28.9.21	第 1 回総合計画企画委員会	策定方針案ほか
H28.9.26	第 1 回総合計画審議会	基本構想・基本計画策定の諮問ほか
H28.10.14 ～H28.10.31	市民アンケート調査	市民、高校生、中学3年生 2,800 人
H28.12.1	第 1 回基本構想起草委員会	基本構想骨子案ほか
H28.12.27	第 2 回総合計画企画委員会	基本構想骨子案ほか
H28.12.27	第 2 回基本構想起草委員会	基本構想骨子案ほか
H29.2.15	第 3 回基本構想起草委員会	基本構想骨子案ほか
H29.2.21	生月町地域協議会	総合計画説明
H29.2.22	大島村地域協議会	総合計画説明
H29.2.27	田平町地域協議会	総合計画説明
H29.3.29	平戸市地域審議会	総合計画説明
H29.4.17	第 3 回総合計画企画委員会	基本構想骨子案ほか
H29.4.19	第 4 回基本構想起草委員会	基本構想骨子案ほか
H29.4.26	第 2 回総合計画審議会	基本構想骨子案ほか



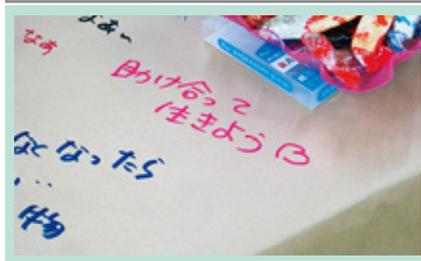
年月日	項目	備考
H29.5.16	中部地区自治振興会との協議	地域づくりプロジェクト協議
H29.5.17	第5回基本構想起草委員会	基本構想案ほか
H29.5.19	市民ワールドカフェ（生月地区）	
H29.5.22	南部地区自治振興会との協議	地域づくりプロジェクト協議
H29.5.23	市民ワールドカフェ（大島地区）	
H29.5.25	生月町地域協議会	地域づくりプロジェクト協議
H29.5.25	市民ワールドカフェ（平戸中部地区）	
H29.5.26	大島村地域協議会	地域づくりプロジェクト協議
H29.5.29	市民ワールドカフェ（平戸北部地区）	
H29.5.30	田平町地域協議会	地域づくりプロジェクト協議
H29.6.2	市民ワールドカフェ（平戸南部地区）	
H29.6.9	市民ワールドカフェ（平戸中部地区）	
H29.6.12	市民ワールドカフェ（平戸北部地区）	
H29.6.14	市民ワールドカフェ（平戸南部地区）	
H29.6.20	市民ワールドカフェ（度島地区）	
H29.6.23	市民ワールドカフェ（田平地区）	
H29.6.29	第1回総合計画検討委員会	現行・次期基本計画について
H29.7.4	市政懇談会（田平地区）	総合計画説明



年月日	項目	備考
H29.7.6	市政懇談会（平戸南部地区）	総合計画説明
H29.7.14	市政懇談会（大島地区）	総合計画説明
H29.7.25	市政懇談会（平戸北部地区）	総合計画説明
H29.7.27	市政懇談会（平戸中部地区）	総合計画説明
H29.7.31	市政懇談会（度島地区）	総合計画説明
H29.8.4	市政懇談会（生月地区）	総合計画説明
H29.8.21	田平町地域協議会	地域づくりプロジェクト協議
H29.8.23	平戸・中野地区区長連合協議会代議員との協議	地域づくりプロジェクト協議
H29.8.29	度島地区まちづくり運営協議会との協議	地域づくりプロジェクト協議
H29.9.6	野子・志々伎・津吉地区まちづくり運営協議会及び中津良地区区長連合協議会代議員との協議	地域づくりプロジェクト協議
H29.9.21	第3回総合計画審議会	基本構想案ほか
H29.10.2	第6回基本構想起草委員会	基本構想案について
H29.10.4 ～H29.10.25	基本計画策定に関する庁内ヒアリング	
H29.10.24	第4回総合計画企画委員会	基本構想案について
H29.11.2	第4回総合計画審議会	基本構想案について
H29.11.2	審議会から市長に基本構想答申書提出	



年月日	項目	備考
H29.11.2 ～H29.12.1	基本構想パブリックコメント	
H29.11.17	第2回総合計画検討委員会	基本計画策定部会について
H29.11.20	第1回豊かで伸びゆくまちづくり部会	前期基本計画案について
H29.11.22	第1回明るく元気なまちづくり部会	前期基本計画案について
H29.11.27	平戸市地域審議会	基本構想案について
H29.11.28	第1回美しいまちづくり部会	前期基本計画案について
H29.11.30	基本構想答申の市長報告	
H29.12.4	市議会議員説明会	基本構想案について
H29.12.8	12月市議会に基本構想案の議案提出	
H29.12.25	第2回豊かで伸びゆくまちづくり部会	前期基本計画案について
H29.12.26	第2回明るく元気なまちづくり部会	前期基本計画案について
H29.12.27	第2回美しいまちづくり部会	前期基本計画案について
H30.2.20	第5回総合計画企画委員会	前期基本計画案について
H30.2.28	第5回総合計画審議会	前期基本計画案について
H30.3.2	審議会から市長に前期基本計画答申書提出	
H30.3.9	市議会議員説明会	基本計画案について
H30.3.2 ～H30.3.30	基本計画パブリックコメント	
H30.3.27	田平町地域協議会	地域づくりプロジェクト協議



## 都市宣言

### CO<sub>2</sub> 排出ゼロ都市宣言（平成 26 年 9 月 12 日）

わたしたち平戸市民は、西海国立公園を形成する豊かな自然環境と大航海時代の舞台となった恵まれた歴史・文化の中で、大地を耕し、大海原で漁をしながら自然と共生する暮らしを大切に維持してきました。

一方で、昨今の地球規模の温暖化は、異常気象や海洋環境の著しい変化をもたらし、将来に向けた持続可能な社会づくりに、大きな危機感を抱くものでありその抑制の必要性が強く求められています。

そこで、CO<sub>2</sub> 排出削減については、市民運動として取り組むとともに、この豊かな自然環境を活用した再生可能エネルギーへの取組として、多くの風力発電所の建設を行ってきました。現在では、自治体が出資する再生可能エネルギーの発電量は日本一であります。

また、平成 24 年 1 月には、これまでの活動の成果によって、次世代エネルギーパークの認定を受け、さらに幅広い分野にまたがる先進的な事業展開を図る機運が高まっています。

わたしたちは、市民一丸となって以下の事業に取り組むことにより、CO<sub>2</sub> の排出量に対し削減・吸収量が均衡する自治体を目指し、ここにCO<sub>2</sub> 排出ゼロ都市を宣言します。

- 1 わたしたちは、豊かな環境をこれからも維持し、未来に引き継いでいきます。
- 1 わたしたちは、普段の生活を通じ、節電や省エネルギーに努めます。
- 1 わたしたちは、自然環境と調和した再生可能エネルギー事業に積極的に取り組みます。
- 1 わたしたちは、行政、企業、大学等とのパートナーシップにより、先進的な事業推進に努めます。
- 1 わたしたちは、自然環境に配慮した持続可能な事業展開を地域の活力につなげます。

## 平戸市生涯学習都市宣言（平成 19 年 11 月 6 日）

わたくしたち平戸市民は  
自然の恵みと海外との交流で栄えた歴史に誇りをもち  
生涯にわたり楽しく学び  
こころ豊かな人生を過ごすため  
「学んでみよう そこには新しいあなたと まちキラリ」  
をスローガンに  
夢とゆとりをもって生き生きと暮らし  
ともに支えあい  
活力と温かみのあるまちの実現を目指して  
ここに平戸市を「生涯学習都市」とすることを宣言します

## 暴力追放都市宣言（平成 19 年 5 月 25 日）

暴力のない平和で明るい住みよいまちづくりは 市民共通の切なる願いです  
しかしながら 暴力の絶滅を期した官民一体の努力にもかかわらず  
依然として暴力の根は絶えません  
自由と平和を愛する私たち平戸市民は  
民主主義体制を根底から覆す一切の暴力行為等に対し  
毅然とした姿勢で対処し  
平穏で幸福な生活を営む明るいまちを目指すため  
ここに平戸市を「暴力追放都市」とすることを宣言します

## 「非核・平和都市 平戸」宣言（平成 18 年 6 月 20 日）

世界の恒久平和を守り この美しい豊かな地球を子孫に引き継ぐことは  
人類共通の願望であり 明るく平和で安全な郷土を築くことが  
私たち平戸市民に課せられた責務であります  
しかしながら 今なお 世界各地では紛争や戦争が繰り返され  
また 核実験を強行する国々が絶えないなど  
世界の平和と人類の生存及び地球環境保全に大きな脅威をもたらしています  
我が国は 世界唯一の核被爆国であり  
また 被爆の惨禍を体験した長崎県民として  
日本国憲法の本質からも人類を破滅に導く核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え  
世界の恒久平和の実現を望むものであります  
私たちは 新「平戸市」誕生を機に  
核兵器の速やかな廃絶と恒久平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し  
ここに「非核・平和都市 平戸」を宣言します

## 用語解説

あ行	
ICT	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、IT (情報技術) に、コミュニケーション (通信、意思疎通) の概念を加えたもので、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。
アウトソーシング	外部 (アウト) からの調達 (ソーシング) を意味し、業務や機能の一部を外部の専門企業などに委託することで、経費節減や効率化の追求を行うこと。
空き家バンク	移住希望者と空き家の売却希望者 (または貸出し希望者) をマッチングするシステム。
アクティビティ	(旅行先での) 自然などを体感する活動や遊びのこと。
アセットマネジメント	公共施設のアセットマネジメントとは施設・設備を資産としてとらえ、その損傷・劣化などを将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法。
いきいき平戸 21 (平戸市健康づくり計画)	平戸市民一人ひとりが心身ともに健康で、生き生きとした日常生活が送れる環境を実現するため、健康づくりの取組みを推進する計画。
一億総活躍社会	第 3 次安倍晋三改造内閣の目玉プラン。少子高齢化に歯止めをかけ、50 年後も 1 億人を維持し、国民一人ひとりが活躍できる社会を目指すもの。
イノベーション	新しいものを生産する。あるいは既存のものを新しい方法で生産すること。

インターンシップ	学生が企業などにおいて、実習・研修的な就業体験を行う制度。
インフラ資産	住民の社会生活の基盤となる下水道設備や道路、橋梁、ダムなどの資産のこと。
AI	Artificial Intelligence (アーティフィシアル・インテリジェンス) の略で、人工知能のこと。
SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略語で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービス、あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトのこと。
NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。
汚水処理人口普及率	住宅のトイレや台所、風呂、洗濯などから出る生活排水の処理施設を利用できる人口が、全人口に占める割合。
温室効果ガス	二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど、地球に温室効果をもたらすガスのこと。
<b>か行</b>	
介護予防	高齢者などが要介護状態になるのを防ぐとともに、要介護状態の人が悪化するのを防ぎ、改善を図ること。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯などに使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、河川など公共水域の汚染を軽減する効果がある。
景観計画(平戸市景観計画)	平戸市において、景観対策を実現していくための基本的方向やまちづくりに関する景観面からのルールを示した景観法に基づく景観計画で平成21年3月に策定。
行政改革推進計画	健全な財政運営のもとで、行政サービスの安定的な提供を図るために、政策・事業の選択と限られた行政資源の集中による、財政構造と業務プロセスの抜本的な改革を行うことを目標とした計画。

協働	市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的を持って取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力及び協調して取り組むこと。
グローバル	世界的規模、包括的な意味のこと。
経常収支比率	一般会計にあつては、地方税、普通交付税など経常的な収入に対し、人件費や扶助費など経常的に支出される経費の割合。公営企業にあつては、経常費用が経常収益によって、どの程度賅われているかを示す指標。
公営住宅等長寿命化計画	市営住宅のストックの活用方針を検討していく計画であり、建替え事業や改善事業の内容を記載している。
合計特殊出生率	1人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生数を合計した数値。
高次医療機関	「一次医療機関にとっての二次医療機関」「二次医療機関にとっての三次医療機関」を意味する。一般的には、CTやMRIなどの高度な検査機器を持った、専門的な治療が可能な医療機関を指すことが多い。
交通インフラ	道路や鉄道などの整備状況のこと。
交流人口	地域を訪れる人のこと。定住人口に対する概念。
ココロねっこ運動	子どもたちの心のねっこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県の県民運動。
固定的性別役割分担意識	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきといった考え方。
コミュニティ	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団のこと。

コミュニティビジネス	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する取り組み。
コンシェルジュ	観光スポットの案内、チケットの準備など、お客さまの多くのリクエストに応えるプロのスタッフのこと。
<b>さ行</b>	
再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地域資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、一度利用しても比較的短期間に再生可能。
財政危機宣言	合併当初、税収入の減少や三位一体の改革による国庫補助金や地方交付税などの削減の影響により、合併による削減効果では収支のバランスが保つことが困難となるため、平成 18 年 3 月に宣言を行った。
財政健全化計画	平戸市の将来を見据えた健全な財政運営を確立するために定めた計画で、現在は平成 25 年度から平成 35 年度を計画期間とする第 2 次計画期間中である。
CO <sub>2</sub> 排出ゼロ都市宣言	風力発電などの再生可能エネルギーのさらなる推進と市民と一体となって、節電や省エネルギー対策に取り組み、地球温暖化防止に貢献していくため、平成 26 年 9 月に宣言を行った。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源。
自主防災組織	主に自治会など、地域住民が日常生活上の一体性を感じられる区域を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織。
シティプロモーション	地域の魅力を喚起し、市の知名度やイメージを向上させる活動のこと。
実質公債費比率	公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標で、標準財政規模（地方公共団体が標準的な行政活動を行うために必要な経営的一般財源の規模）に占める公債費の実質的な年間償還額の割合により算出される。

シビック・プライド	個々人がまちに抱く誇りや愛着のこと。
社人研	「国立社会保障・人口問題研究所」の略称。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行う厚生労働省の施設等機関。
集落営農組織	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織のこと。
循環型社会	限りある資源の有効活用やごみの減量化、再資源化が図られ、環境への負荷の少ないライフスタイルを実現する社会のこと。
生涯学習都市宣言	市民が自ら生涯学習で学んだ結果を「生涯学習社会の実現」と「協働のまちづくり」に活かすことを目的に、平成19年11月に宣言を行った。
上水道有収率	配水された水量（浄水場で作られた水量）のうち、水道料金として徴収される水量の割合。有収率が高いほど施設の効率性が良く、低いほど不明水が発生する原因の究明と削減に努め、そのための適切な対策を講じる必要がある。
生活習慣病	不適切な食事、運動不足、ストレス過剰や休養の不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。代表的な生活習慣病としては、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満などがある。
相互扶助	互いに助け合うこと。
た行	
種田 山頭火	「(たねだ さんとうか) 1882年12月3日～1940年10月11日」山口県出身の俳人。「まつすぐな道でさびしい」や「分け入つても分け入つても青い山」など多くの俳句を詠んでいる。

たるむ	潮の満ち引きが止まった状態で、波が無い状況のこと。方言。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、ともに責任を担いつつ、性別にとらわれることなく、あらゆる分野でその個性と能力が発揮できる社会。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会。
地域情報プラットフォーム	様々なシステム間の連携（電子情報のやりとりなど）を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール（標準仕様）のこと。
地域福祉	すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支えあい、助けあって誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで築いていく取組みのこと。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
地産地消	国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組み。
地方創生	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした政策。
地方分権	国が持っている地方に関する決定権や仕事をするために必要なお金を地方（市町村と県）に移して、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること。

長寿命化	構造物が持つ資産価値としての維持（工場）や便益を確保していくための取り組み。
定員適正化計画	平成 33 年 4 月に普通交付税の合併算定替といった特例措置が廃止されることによる収入の減少を視野に入れ、市立病院・診療所（事務職を除く）及び消防職員を除いた職員を対象として削減を図る内容の計画。
DMO	Destination Management Organization（デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション）の略で、経営の視点を持ち、魅力ある観光地域づくりを主導的かつ持続的に推進し、新たな観光市場を創造する組織のこと。
特定保健指導	医療保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、計画的に実施する指導のこと。
な行	
ながさきファミリープログラム	子育て中の親同士が交流し、子育てについての悩みや体験を話し合う中で、共感し合ったり、子育てのヒントを学んだりする親学習の講座のこと。
西九州させぼ広域都市圏	圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための政策である国の「連携中枢都市圏構想」に基づく都市圏のこと。佐世保市を中心に周辺 14 市町で形成。
二次救急医療・三次救急医療	一次救急医療：軽症患者に対する救急医療 二次救急医療：中等症患者に対する救急医療 三次救急医療：重症患者に対する救急医療
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
認知症初期集中支援	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に対する支援を集中的（おおむね 6 ヶ月）に行うこと。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。

は行	
バイオマスエネルギー	エネルギー源や原料として使うことができる、再生可能な生物由来の動植物資源の総称。
ばってら	外来語（ポルトガル語）。小船のこと。方言。
パブリックコメント	条例や行政計画などを決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、市民から広く意見を募集する手続きのこと。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人などが行う諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。
伴田	江戸時代の平戸の商家。
P D C A サイクル	施策の効果を検証し、改善を行う仕組み。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し行い、ある一定の成果や効率化に繋げるための手法。
P M 2.5	大気中に浮遊する粒子状物質で、その大きさが2.5μm以下の粒子のこと。
P P P	Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。行政と民間が協力して、公共サービスを効率的に運営すること。新しい「官民連携」の形。PFIはPPPの代表的な手法の一つ。
P F I	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
「非核・平和都市平戸」宣言	核兵器の速やかな廃絶と恒久平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意した宣言を平成18年6月に行った。

<p><b>平戸市ずっと住みたいまち創出条例</b></p>	<p>少子高齢化や若者世代の流出などによる人口減少に対応するため、魅力あふれる産業の振興を促進するとともに、次代を担う子どもたちを健やかに育成するため、市民、市民活動団体、事業者及び市が一体となり、将来の定住人口の維持と市民がずっと住みたいと思えるまちをつくるため、平成 27 年 3 月に制定。</p>
<p><b>VR</b></p>	<p>virtual reality（バーチャル・リアリティ）の略。コンピュータ上に人工的な環境をつくり出し、あたかもそこにいるのかの様な感覚を体験できる技術。仮想現実。</p>
<p><b>ファシリテーター</b></p>	<p>会議などにおいて、円滑な運営・管理する進行役のこと。</p>
<p><b>ファミリー・サポート・センター</b></p>	<p>子育て中に冠婚葬祭や学校行事などで乳幼児と一緒に出かけにくい場面において、短時間でも子どもを見てほしいときに、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）が会員となって助け合う会員組織の橋渡しを行い、会員同士による子どもの預かり支援をサポートすること。</p>
<p><b>藤浦 洸</b></p>	<p>「(ふじうら こう) 1898 年 9 月 1 日～ 1979 年 3 月 13 日」平戸市出身の作詞家、詩人。ラジオ体操第 1 の前に流れる「ラジオ体操の歌」や「別れのブルース」（歌：淡谷のり子）、「河童ブギウギ」（歌：美空ひばり）など多くの作詞を手掛けた。</p>
<p><b>ふるさと納税</b></p>	<p>地方自治体への寄付を通じて、地域創生に参加できる制度のこと。</p>
<p><b>防災士</b></p>	<p>「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で、防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のこと。</p>
<p><b>ま行</b></p>	
<p><b>メタボリックシンドローム</b></p>	<p>内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせ持った状態のこと。</p>

や行	
ユニバーサルツーリズム	すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がいなどの有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や身体状況などに関わらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい、暮らしづくりのために、ものや環境・サービスを設計デザインすること。
要保護児童	児童福祉法に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）」、虐待を受けた子どもや非行児童、また、子どもの障がいや病気などにより特に保護者や家庭に支援が必要な家庭の子どもも含む。
4R運動	不要なものはもらわない「Refuse（リフーズ）」、ごみの軽量化「Reduce（リデュース）」、限られた資源の繰り返し使用「Reuse（リユース）」、資源の再利用「Recycle（リサイクル）」の頭文字をとったもので、限りある資源を有効に利用するための取組み。
ら行	
6次産業化	農産物を生産する1次産業と、それを加工する2次産業（製造業）、加工製品を流通・販売し、消費に結びつける3次産業（流通、情報、サービスなど）を一体的に発展させる産業のこと。
わ行	
ワークショップ（ワールドカフェ）	学びや、問題解決等のための会議手法のひとつ。一般的には、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態。ワールドカフェはワークショップの手法のひとつ。
ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワンストップ	1か所で用事が足りる、何でも揃うこと。



## 平戸市民憲章

平成 18 年 5 月 20 日

豊かな自然と歴史の中にはぐくまれ、伝統文化と歴史的遺産を大切にし、勤労を愛してきたわたくしたち平戸市民は、郷土の限らない発展と平和を願い、大きな誇りを持ってこの憲章を定めます。

- 1 かけがえのない自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、力を合わせ、明るいまちをつくりましょう。
- 1 健全な心とからだを育て、元気なまちをつくりましょう。
- 1 仕事にはげみ、常に向上心を持ち、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 教養と文化をたかめ、伸びゆくまちをつくりましょう。



市の花

平戸つつじ



市の木

マキ



市の花木

やぶ椿

---

### 発行／平戸市

発行年月／平成 30 年 3 月

企画編集／平戸市財務部企画財政課

〒 859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3

TEL0950-22-4111

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>

---





平戸市  
未来創造羅針盤

第2次平戸市総合計画